指定管理者の指定に関する公告

福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年福島県条例第六十八号）第三条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

平成28年2月16日

福島県知事　内堀　雅雄

	管理を行わせる公の施設の名称	指定管理者として指定したもの	指定の期間	担当課
1	福島県総合社会福祉施設太陽の国	西白河郡西郷村小田倉字上上野原5番地3 社会福祉法人　福島県社会福祉事業団	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	保健福祉部保健福祉総務課
2	福島県ばんだい荘あおば及びばんだい荘わかば	西白河郡西郷村小田倉字上上野原5番地3 社会福祉法人　福島県社会福祉事業団	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	保健福祉部障がい福祉課
3	ふくしま医療機器開発支援センター	郡山市中町3番5号 一般財団法人ふくしま医療機器産業推進機構	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	商工労働部医療関連産業集積推進室
4	福島県県営住宅等（県北地区）	福島市五月町4番25号 特定非営利活動法人循環型社会推進センター	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	土木部建築住宅課
5	福島県県営住宅等（県中・県南地区）	郡山市虎丸町21番10号 太平ビルサービス株式会社郡山支店	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	土木部建築住宅課
6	福島県県営住宅等（相双地区）	南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社	平成28年4月1日から 平成33年3月31日まで	土木部建築住宅課